

男女共同参画社会づくり懇談会
第5回会議録（概要）

- 1 日 時：平成14年10月22日（火）午後3時～5時
- 2 会 場：宇都宮市議会棟第1委員会室
- 3 出席者：山口委員，大木委員，水沼委員，平野委員，新川委員，添田委員，宮田委員，荻野委員

4 会議経過：

（1）開会

（2）報告事項

【 第4回懇談会会議録（概要）について】

事務局から資料1「第4回懇談会における主な意見（要約）」説明

（3）会議事項

【（仮称）宇都宮市男女共同参画推進条例の基本的考え方について】

事務局から，資料2「今回（案）と前回（案）の比較」，資料3「前文の比較」を説明

説明の後，「（仮称）宇都宮市男女共同参画推進条例の基本的考え方について」懇談に入る。

（会長）

資料2について，ご質問ご意見を頂きたい。まずは，基本理念（1）～（5）はいかがか。

（委員）

基本理念(5)の「男女の生涯にわたる健康の確保」については，リプロダクティブ・ヘルス/ライツの表現については，前回一般的な名称でないので使用しないという事は，了解した。その内容について，静岡市，堺市などの他市の例では，「自己決定が尊重される事」という文言が入って，まさにリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念である「自己決定」や「自ら決定する」という内容を取り入れている。本来入れるべき事と考える。そのほうが，よりいいものになると考える。

（会長）

「自己決定権」について入れる事が望ましい，という意見である。いかがか。

（事務局）

ただいまのことについて，ご意見としてお受けし，検討させていただく。

（会長）

ほかの方は，いかがか。

（委員）

前にも出ていたのかもしていないが、性と生殖に関する事項について双方の意思が尊重され、は良いとして、堺市の基本理念にはあったが、性同一性障害や先天的性別不明等の方についても配慮すべきということが必要になってくるのかなと思う。性と生殖について言っていて、実は、性同一性障害などで悩んでいる人を排除することになってしまうのでは。つまり、性という区別について生じる問題がいけないんだ、男女の別がいけないんだということではなく、性に起因する差別がいけないというのであれば、性同一性障害や先天的性別不明等の方は取り残されてしまうのではないか。出来れば、堺市のような形が良いとは思わないが、ややそういったものに対する、男女の別だけが問題だということではなく、性という識別するものがあることに起因する差別を少しずつなくしていくという方向からすると、性同一性障害や先天的性別不明等の方にも少し配慮を示すべきではないか。性と生殖に

関するとなると、差別されかねないのかな、偏見もって見られかねないのかなと思っているので。基本理念にそういうことまで踏み込めないかという意見を持っている。

(事務局)

これにつきましては、(1)の個人として尊厳を重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、のところで、包括的に読み込めると解している。

(委員)

私は、「性別による」という表現のしかたが本質的捉え方ではないのではないかと。あくまでも男と女の差ということであって、男女という性的な区別に起因する差別的取扱いを無くすということであって、「性別による」ということだけだと、単に男か女かという、はっきりしているものだと捉えられやすいので、その辺の表現を考えられる余地がまだあるのではないかと。具体的にどんな表現が良いかは別の問題だが。男とか女とかに性を分けることの差別をもなくしていくように考えていくほうが良いのではないかと。ひょっとすると本来の男女共同参画の趣旨と違うのかも知れないが。性別という事でよいのかもしれないが、性に起因する差別を見過ごしてよいのか、という思いがある。

(会長)

生物学的性差が、男女2つではなく、プラスn個あるという認識である。男女共同参画条例の中で、その辺り、どう踏み込むのが、非常に難しいところである。ご意見として、ということではよろしいか。

(委員)

そうすると、「男女が」という表現は、どうですか。

(会長)

これは、男女共同参画条例である。生物学的性差が男女プラスn個という、実に多様であるという共通認識として持たなければならない時である。が、そうすると、表現が実に難しい。

(委員)

性同一性障害について、埼玉県など一部で行われているが、栃木県では、大学でも形成外科や泌尿器科、精神科などの熱心に取り組んでいる先生が現れないと、3年、5年単位で実現不可能ではないかといわれている。堺市のように盛り込むこともあるかもしれないが、「性別」というところに、「性的嗜好を含む」と解釈するとか、現実的ではないかもしれないが、括弧書きすることが出来れば「性同一性障害」という語を入れなくてもいいのではないかと。でも、ここ1、2年、性同一性障害で何とかしてほしい、ホルモン治療を始めてほしいという患者は、我々の目の前にも何人か現れている。栃木県内でも数十人いると言われている。だが、この条例に入れることには、私は知識不十分である。

(委員)

前に、相談窓口でDVとかセクハラの相談を受け付けるときに、当然性同一性障害に関する相談も受け付ける覚悟があるのかと聞いたときに、あると答えていた気がするが、今のようなことで私が、女性であって、社会的に差別を受けるとして、何が頭にくるのは、女性であるとか関係のないこと例えば、保育園で縫い物をしてこなければならぬとかを割り当てられる。当然性同一性障害の人もステレオタイプに見られて、社会的に不利益をこうむることがあるし、時代としてもカバーしておくことが出来ればいい。相談窓口でそういうことも含んでいれば、いいのかとも思うが、条例の中で見える形になれば、それにこしたことはない。

(委員)

相談できるということについて、埼玉医大の倫理委員会の中の精神科医の話では、年に2、3回埼玉医大に通院でき、この場合はホルモン療法を始めてもいいと認定すれば、そうした証明書のようなものをもらって、栃木県の婦人科医がホルモン療法を始めてもいい、ということが可能だと言われた。そのような相談に対しては、相談を受け入れる、説明するなどには可能だ。ただ、県北など遠方の方が

大宮近辺まで行くことに納得できない、と言うかはわからないが。

(会長)

いま、ご意見が色々出ているが、つまり、性的嗜好も多様であることがわかってきているが、男女共同参画条例の中に、もし、その部分を含められればいいのだけれど、どのように含めるかは非常に難しいので、リプロとか基本理念の辺りで盛り込めるのか、ほかの部分で盛り込めるのか、事務局に課題として受け止めていただくことで、いかがか。

(副会長)

小さなことだが、2ページの理念のところ「重んぜられ」は「重んじられ」ではないか。3ページの「講ずる」は「講じる」とするほうが良いと思う。文語は使わないほうが良いと思う。

(会長)

その辺りも事務局の検討を願いたい。
教育関係者の責務については、よろしいか。
次に、意識の啓発については、よろしいか。

(委員)

学習の機会の部分がなくなってしまった。広報活動だけで啓発になってしまったが。

(事務局)

意識の啓発のところ、前回案の家庭、学校、職場、地域等における教育及び啓発の推進の部分を今回削除した。これは、見出しを「意識の啓発」とし、内容を「意識の啓発を図るため」と表現を変えたとき、意識啓発についてだけ捉えると教育の概念の方が大きく、また、教育については、他の条項で規定がされることもあり、「啓発を図るため」に行くことを絞って内容を変えた経緯がある。

(委員)

ここについては、「教育関係者は、」ではなく、「市は、」となっている。教育について啓発の中に取り入れていくことが重要だと思う。広報活動を入れることに異議はないが、条例にわざわざ広報を行うことを特出しに位置付けられることなのか疑問。教育については、削除しない方がいい。

(会長)

教育を抜かさないでほしいという意見である。

(事務局)

19条のところ、2項で「市は、」のところ、教育、学習についての支援があり、内容がダブルことになるという法文上のことがあった。記述については、理解を深めるための方策が見えないということであるならば、検討をしたい。

(委員)

19条は市が下支えをするという支援を行うことであり、9条は市がどうしていくかであり、意味合いが違う。ダブってはいないと思う。

(委員)

意識の啓発には、やはり、学習の場の提供が必要である。広報活動だけで啓発が出来るのか。教育の場または学習の場が文言で入れていけたらいいと思う。これに関連して、市が笛を吹いても、なかなか踊るまでいかない市民である。地域においては、まだまだ共同参画のあり方は周知されているとは言えない。市民の責務の中に、市民が理解を深める項目が協力の前に必要だと、改めて思っている。

(会長)

広報活動だけでは十分ではないという意見がでた。事務局ももう一度見ていただきたい。次に、「積極的改善措置」について、前回より広く捉えているということだが、いかがか。

(委員)

前回定義の中に入れてほしいと意見を言ったが、直っていない。それと、「施策に関する意見の申し出で」であるが、この前も苦情ではなく、意見という説明であったが、ついこの間、政府が苦情処理の体制について見解を出した。市町村単位で苦情処理体制を充実させるべきだ、相談窓口を行政から独立したものを、女性センターなどですることが重要だというような、男女共同参画会議の中での話であったが。会を重ねるごとに、逆行していくような部分があるように思う。時代の流れに沿って、もっと前向きに苦情を取り入れる、苦情処理という風に取り扱う方がベターだと思う。

(会長)

事務局のほう、いかがか。意見ではなく、やはり苦情処理なのだ、ということだが。積極的改善措置についても定義におくべきということについても、再度納得していただく説明をお願いしたい。

(事務局)

苦情処理について、18日の新聞に出ていた件と思うが、ここでは苦情処理という表現をしている。内容は、施策について申し出をすること、救済措置であるものと2つ分けてある。前に述べたが、国はともかくとして、我々、市町村の窓口においては、苦情と言うと、職員の態度が悪いというような個人的内容が多く、いわゆる施策に対しての苦情というのはご意見として承るべきものと捉えている。したがって、紛らわしい表現を避けたい。また、個人的な個々の対応については、後ろのほうにある相談という形で受ける、という形で整理した。

積極的改善措置については、法文上のことであり、複数回出てくるものについては、定義するが、今回の様な場合は、しないということである。

(会長)

この辺り、よろしいか。

(委員)

この辺りというわけではないが、いろんな条例のいいところ取りをしようとおもって、理念だけをいいところ取りしようとしたためか、実は条例全体が何のための条例なのか出ていない。理念として例えば市民が主体的となっているのはいいが、だから市民の責務ということになって、それがために教育関係者の責務とか意識の啓発、19条とだぶっているのではないか。そういう問題が出てくるというのは、他はとりあえず市の責務ということに決めておいて、それで理念を最初に謳って、市としてはこういう具体的な政策をとるべきだ、というのが大体のパターンである。ここは市民が主体的に取り組むんだという前提があって、そのためなんのためにという構成が分からずならずらって、またあとのほうで主体的にやるべき市民、事業者、教育関係者のことが、少しは具体的にはなっているが中身的にはダブっているような条文構成になっているように理解している。ですから意識啓発や教育関係者の取組といったことは後ろに書いてあるが、こういう整理のあり方は本来おかしいのではないか。あるいは積極的改善措置自体、苦情処理とわかるかわけないかについての私の考えは別として、例えば他で積極的改善措置を定義にしているところでは、市が第一義的に責任を持つべきだ、という考えだからこそ定義に入れているわけである。単純に頻繁に出てくるから定義づけするのではなく、重要なものをまず定義づけしている。この条例自体が市民に対して積極的に主体的にやってくださいといているのか、市が責任を持ってやりますよというのか、あいまいなのではないか。理念として間違っているのではないが、詰め込みすぎて逆に分かりにくくなっている。それで、いま具体的な問題として出てきているが、その出発点というのは、市民が主体なのか、市が責任を持って積極的にリードする市の責任を決めた条例なのか、ということの区別がついていないように思う。私は、市民が主体というのであれば、もっと基本理念等を分かりやすくして、個人として尊重されるべき。たまたま男女として性差が古い社会の中で生まれていま問題となったが、根本は個人として尊重されるべきだと思う。市民として主体的にやるのであれば、そういうふうな条文にすべきであるし、市

が責任を持って男女共同参画社会をやっていくんだというのであれば、もっと市が主体的にやる施策というものきちんとまとめる形にしていったほうがいいのではないかと。そうすれば積極的改善措置も定義なりにいれていくということになる。単純に頻度の問題ではなくて、そういう市の姿勢の問題ではないか。実を言うと、トータルで今回の案は、市はあなたまかせ、市民が主体的にやるんですよ、と市は支援しますよというアナタまかせの条例に見られかねなくもない。それがいま個々の問題に跳ね返っているのではないかと。ここでそういった体系を見直す機会をもってもいいのではないかと。いま、ここで変えようとかそういう意味ではなく、意見としてあったということを受け止めてほしい。

(会長)

ご意見ありがとうございます。はいどうぞ。

(委員)

私もいまの意見に賛成だ。再々会議のたびに市の責任が明確でないということが、いろんな方から出ていたと思う。苦情処理についても前回特出しにすべきだという意見があった。概要のところ、協働でやるというのは理念として美しいが、我々一般市民にとっては条例が出来たからといって何が変わるのか正直疑問である。県のほうでも条例を作るわけだが、私の個人的な生活の経験から言わせて貰えば、いろいろ理念としてこういう風にやるんですよといわれても、さっきの保育所の話に戻るが、きちんと行政がやっているはずのところ、女性の社会参加ということをある意味で阻害するようなことが平然と行われているところがある。そういうところに対する市の責任が、会を重ねるたびに骨抜きになっているような印象がある。

(会長)

ありがとうございました。全体に対する意見ですね。

(委員)

骨抜きになるということだが、これは事務局が作るのではなくて、ここで論議して作るものである。意見を反映するものであって、骨抜きになるようではダメだ。私はそういう発言を規制するつもりではないが、あくまでこれは事務局が作るのではなくて、ここで我々が作るものだ。いま委員が言ったことが、皆がそうだというならば、基本的な部分からもう一度やり直さなければならないということになる。あくまでも我々が作るのだから。

(委員)

骨抜きになるというのは私の正直な感想なので、失礼なものだったら謝罪する。ただ、市のレベルで条例を作るということであれば、全てを網羅してきれいに作る必要は無い。色々な意見が出て、こういう理由で入らない、こういう表現にするというのはいたしかたない。しかし、市のレベルで条例を作るのであれば、教育の話が出てきたが、子供たちが読んでわかるような、本質的に位置付けられているものが何であるのかわかるような形であるべきだと思う。そういう意味で、積極的改善措置についても何をここで言おうとしているのか明確に宣言するという意味でも、子供たちにも分かりやすくという意味でも定義の部分に入れるべきであろう。ことば遣いが悪いかもしれないが、骨抜きになるというのは、時間の制約があるなかで、きれいにまとめようとして妥協が多くなってしまふ。懇談会で意見が出てから庁内会議でこうなったという報告を受けて、時間的なラグがある。私たちが作るということであっても実際に条文を書いているわけではない。我々の意見は一つの意見として庁内会議で取り上げられるが、庁内会議の議事録は公開されていない。我々はそこで出てきたものを見て納得せざるを得ない。時間的な制約が非常にキツイからそうなるのではないかと。数ヶ月で条例を本当に作るのかという意見があったが、私はそういった議論が十分にされているように思えない。

(副会長)

今の意見は手続き論ばかりなのだが、それならば、どこをどうすればいいのか。それを提案してほしい。また、積極的改善措置は法律用語でありそのまま用いてもよいはず。どのように表現すればいいのか。事務局も困ってしまうのではないかと。

(事務局)

このような構成になった経緯としては、庁内でも議論になった。他の自治体の条例では、おおよその構成が、総則、総則内に理念と責務、次に市が取り組む基本的施策という形である。宇都宮市でも当初はそのような形で検討したが、基本的な理念のなかで市民や事業者について触れて、またそれらの責務についての具体的内容や姿勢を全て責務に押し込むとなると、膨大になって、かえって分かりにくい条文になってしまう。そのため、責務については、表現は市民や事業者にとって一般的なものにして、それぞれの取り組み部分について、例示ではあるが具体的に、条例の読み手である市民にとって分かりやすく、我々はこのようなことをするのだ、ということそれぞれの取組の中で落としつつもりだ。そして市は、それに対する支援策を明らかにする。市は支援という言葉を使って、市民が前面に出て、そのあとに行政がでるという形に見られがちではあるがそうではない。第6条に市の責務として基本的に為すべきことをうたっている。また、第8条以下では、市の基本的施策の中に、市のやるべきことを盛り込んでいる。確かに他市の条例から見ると、責務と各活動主体の取組がダブって見える部分はあるが、二つに分けたのは、より分かりやすく、具体的にこういう事に取り組んでほしいというように表現したためである。

それから積極的改善措置の定義については、定義の部分に残すと、積極的改善措置そもそもの意味が薄くなる。第14条に特出しをして積極的改善措置を取り上げたのは、前段にもあるように市の政策の立案や決定や施策の実施にあたって、こうした事には積極的改善措置をする、と強調するためである。特出しをしたことによってそのような表現が可能になる。

それから先ほど出た苦情処理については、国が基本法で苦情という文言があるため、埼玉県等の他自治体においても苦情の文言を用いている。しかし苦情と言う文言には、マイナスのイメージがあり、庁内でも議論があった。悪い部分をよくするだけでなく、正常だが今より良くする、といった意見の申し出も含めて、苦情の申し出ではなく広く意見の申し出ということにした。庁内で検討した中でも、このような記述の方法が良いとなった。

(会長)

ただいまの説明で皆様の理解が得られたか。

(委員)

条例前文の中に、男女共同参画社会の実現が緊要の課題であるとうたってある以上、やはり定義の中に入るべきではないか。

(会長)

定義の中に入れるべきというのは、積極的改善措置のことか。

(委員)

そのとおり。前文は、目的とか定義とか基本理念と重なる部分が多いが、特出ししているとはいえ、14条の積極的改善措置の部分、ここは重要な問題だと強く思う。

(会長)

積極的改善措置を定義の中に入れるべきというご意見を再び頂いたということで。前文の部分も取り上げなければならない問題だが、ここでは次に進むことにする。4ページに進んで、家族の活動等、事業者の活動等、教育関係者の活動等、地域社会での活動等、といった場での取り組みについて、家庭での取組について、前回と表現が変わっているが、これについてはいかがか。

(委員)

中身ではなく、表現について、家庭生活における活動と当該活動以外の活動という表現が分かりにくい。わざわざ当該活動というような書き方をしなくてもよいのではないか。難しいのかもしれないが、もう少し分かりやすい表現がよいと思う。

(会長)

それについては、何か意見はあるか。

(事務局)

これは、法文上の言い回しの一つであって、他条例でも同じような表現をしている。確かに一般市民にも分かりやすい表現であるべき。検討したいと思う。

(会長)

他に意見はあるか。

それでは5ページに進むことにする。性別による権利侵害の禁止、ここで4項を特出しにして第22条を作ったが、内容的にも以前より拡大しているが、これについて意見はあるか。

(委員)

相談窓口の設置というのはなくなったのか。

(事務局)

第22条で受けている。

(会長)

資料2の全体に対する意見を言い忘れてしまったとか、あるか。これは第5回目の会なので、一回目に戻らないように建設的な意見をお願いします。これまでの意見を集約して、庁内でも検討して出てきた案であるから。

(委員)

会を混乱させてしまったことは反省する。だが、先ほどの事務局の説明のとおり、総論があって各論がある、という前提でいくのであれば、この順序は分かりにくい。総論で市民・市・事業者・教育関係者の責務と述べておいて、次に各論となるわけだが、そうはなっておらず、一般の人にとってこの体系は分かりにくい。総論でも各論でも市民、事業者などに対応する部分をまとめてほしい。家庭の部分でも地域の部分でも同じような順序でまとめた方が分かりやすい。性別による人権侵害の禁止というのは何人も、ということなので、その中間くらいもっと早い部分に載せてほしい。

市の責務に相当する各論部分では、市と市長と二種類の主語があるので整理してほしい。若しくは、条文として形付ける際には、第一章第一款といった体系付けが今後なされるのかもしれないが、わかりやすい体系で作るように検討してほしい。

(会長)

事務局はいかがか。意見として、受け止めるに止めるだけか。

(事務局)

事務局としては、法規部局と相談・検討したいと思う。

(会長)

全体に対して意見はあるか。

(委員)

先ほどの質問の件だが、第2回懇談会で頂いた宇都宮市男女共同参画推進条例の基本的考え方では、推進体制の整備という項目があった。拠点施設の整備に努めるとあるが、これは条例のどの部分に反映されているのか。

(会長)

条例案12条で体制の整備等とある。

(委員)

了解した。

(委員)

この懇談会での意見，例えば項目の言い回しや条文のありようなど，各委員から様々な意見が出ており，これまで見解が分かれる場面も多かった。例えば先ほどの積極的改善措置についても，定義の中に盛り込むべきか否かという議論があった。このような場合に，懇談会としての全体的な合議事項が優先されるのか，一個人の意見がばらばらに取り入れられるのか，その辺りについて伺いたい。

(会長)

座長である私としては，委員の個々の意見を頂いて，その意見を事務局との関連の中ですすめてきたと考えている。委員全員の合意を得るに至るのは難しかった。

(委員)

多様な意見を吸収して懇談会を進めるとするのは確かに理想的だ。しかし，議論が平行線になった場合などに，会を進めても前回の部分に舞い戻ってもう一度議論をするというのは時間の無駄になってしまう。一つ一つについて満場一致までは行かずとも，現段階の懇談会の意見としてまとめないと，議論を進めるのが難しい。

(委員)

庁内会議等の検討によって最終形に近い条例が出されているが，わかりにくいと感じる。委員の意見と同じで，条例のあり方について懇談会の冒頭できちんと決めておけばよかったと思う。時間が限られているにもかかわらず，会を進めるごとに積極的改善措置，苦情相談，市の責務等について何回も同じような議論をしている。今回の懇談会で5回目であり，もう最後だと思う。確かに2000年プラン等には添っているが，各項目について市民が見た場合にわかりにくい部分があるのなら改善が必要だ。いい条例が作りたいならば，委員のように勇気を持って発言するべきだと思う。しかし，もう時間がないのだから，会長・副会長に全権委任して，今まで出た意見を統合し，行政と最終的なものを取りまとめてもらうべき。

(会長)

第4回懇談会の際に，事務局側からできれば5回で，という話だった。

(委員)

5回話し合ってもまとまらない部分もあるのだから，あとは会長・副会長に一任し，まとめていっていいと思う。

(会長)

合意に達するには5回では足りないというのは，委員全員が感じているだろう。他の自治体では夜も何回も開催して，文言まで言及して，市長に提言している。

(委員)

これはあくまで懇談会であって，審議会ではない。制約などなく，ここで懇談するというものである。しかし，私は，真摯な気持ちで懇談会に臨んでいる。前回パブリック・コメントを行うとうかがったが，今日懇談会に出た意見を庁内で協議し，市民に提出するのだろう。そういう意味も含めて，第5回の懇談会の意味を考えてみたいと思う。これまでの各委員の自由な意見はみな全て素晴らしいものだと思うし，今後の実施プランづくりの中でも生かせるものだと思う。例えば，女性センターのあり方等でも生かせるだろう。市民にとってわかりやすい条例ということ念頭に置いて，あとは会長・副会長にお骨折りいただきたい気持ちだ。

(委員)

委員皆が集まっているのだから、ある程度の合意がなされてもいいと思う。

(会長)

どの程度までの合意をさしているのか。

(委員)

合意がなされたからといって、必ずしも条文に反映されるとは限らないということは分かっている。ばらばらな意見を事務局が回収しているという状況なので、懇談会中だけでも合意がなされればよいのではないか。

(副会長)

それは懇談会手続きの話ではないか。

(委員)

会の中での合意形成がなされれば、時間の節約にもなる。言いつ放しではなく、一つの項目の中で意見としてまとめることができれば。

(副会長)

積極的改善措置を定義の中に入れてほしいという意見があるが、そもそも定義とは説明のことである。男女共同参画社会についても定義しているが、わざわざ説明するまでもないのに、かえってわかりづらい。積極的改善措置をわざわざ定義の部分で説明するというのがわからない。普通に使われている言葉なのに、宇都宮市だけが全国とは違う意味で使うなんてことはありえないのだから。現代用語の基礎知識とかそういったものにも記載されているのではないか。それとは違う意味を盛り込むということなのか。定義に入れるか入れないかがそんなに重要な事だとは思えない。

(会長)

これまで議論となった幾つかの項目について、合意までは至らずとも、賛成なのか反対なのか、ある程度把握したいと思う。これまでいろんな意見が出たが、その意見を肯定した再意見というのが出てこなかった、これは残念である。そのため意見がまとまらず、合意に至らなかった。

責務、場における取組をまとめたというのが、この条例の構成の目玉となっているが、賛否両論あったが、いかがか。

反対意見が多いようだが、これは宇都宮市の他の条例と形式を合わせていると事務局からの説明があった。私自身は他市条例の責務という書き方はわかりづらいと感じているので、活動や取組という表現によって、責務の中では一般化した内容で、後ろのほうで取組として具体化しているのでこの条例はわかりやすいと思う。しかし反対意見の委員皆はわかりづらいということなのか。基本的な事項なので、これまで何度も話し合っ意見が出ているが、その都度庁内でまとめて、その結果が継続してこの構成が出来上がっている。ゆえに議長としては、この条例の形式は宇都宮市の特色として、むしろ肯定してもらいたいと考えている。委員のコンセンサスはいかがか。

(委員)

この構成については、市民を主体というのは、試みとして非常に良い。他市条例では全て市の責任だけであり、市民が主体的になって参加しようという条例は独自の非常に良いと思う。だが、若干消化不良気味であると思う。ゆえに、条例の理念や試みには賛成だが、具体的内容に関してはもう少し詰めてほしい。

(会長)

条例のならびについて、特に責務や取組があって、その間にいろいろ記述があって、分かりにくい。よりわかりやすくするための具体的な意見はあるか。

(委員)

それは技術的な問題ではないか。この懇談会では基本的な考え方について確認する場だと思う。

(会長)

しかしこの部分での反対意見が非常に多い。この先この問題を事務局が庁内で協議して、もう5回目なので、非常にやりにくいと思う。技術的な部分であるかもしれないが、わかりにくい部分を改善するための、意見はあるか。この条文を解きほぐして、もう一度組みなおすというのは大変に困難な作業であると思う。大きな形ではこのままで、よりすっきりと分かりやすくしたいと思う。

(委員)

法律的に見て、条例として良くない形なのか。

(委員)

今までの条例の形がいいというのではなく、今までの条例の形にひっばられてわかりにくくなっているのではないか。市の責任を前提にしている条例のパターンを取り入れてしまったので、総論の次に市の基本的な施策について書いてしまった、と思う。理念から考えれば、主体となるべきは市民や事業者になると総論で書いておきながら、各論になると市の基本的施策からはじまってしまう。わかりやすくするのであれば、総論も各論も同じ順序のほうが一般の人にはわかりやすい。

(副会長)

例えば事業者の責務のところは18条の事業者の取組をもってくれば良いということか。

(委員)

違う。必ずしも一つの条文にするということではない。簡潔な責務ということでかまわないと思う。単なる並べ順の問題なのかもしれないが、あくまでも案であるが、例えば7条までを総論部分として、8条から各論部分として、始めに市民の責務に対応する活動や取組、次に家庭での取組や地域での取組と並べるという方法もある。また、単純に8条から16条までを整理して、ここを市または市長の施策であると章立等することで、わかりやすくなるのではないか。

(会長)

具体的な方法だ。わかりにくい部分を工夫することでうまくいくということによろしいか。全体の構成についてはこれで納得した。

リプロの部分も、もう少し考えられれば、検討するというにすることにする。

次に積極的改善措置についてだが、定義の中に入れるか否か、という問題だ。これについてはいかがか。本市の特色だと思うが、条例案では男女共同参画のみが定義付けられている。他市ではもっと多くの文言を細かく定義づけている。事務局の説明では、これらの語は既に市民権を得て認知されているということだった。男女共同参画基本法では定義づけは必要だが、それに基づく条例では必要ないということだった。それでは改めて、積極的改善措置についてはどうするか。

(委員)

定義に入れても害にならないのであれば含めてほしい。そのほうがわかりやすくなるのであれば。

(会長)

定義に含めてほしいのは積極的改善措置のみなのか、他にもあるのか。私は定義が男女共同参画のみ一つにした事に、それなりに意味のあることだと思っている。改めて定義に加えるのに、どうして積極的改善措置のみをいれることになるのか。他に何か入れてほしいということなのか。

(委員)

先ほどの、定義とはそもそも何なのか、という意見を聞いて、どうして積極改善措置を入れなくてはならないのか、と考えてみた。男女共同参画の条例なのだから、男女共同参画とはこういうことな

のだ、と定義づけることによって強調したのであれば、他の文言を入れたらおかしいような気もする。入れてほしいという委員の気持ちもわかるが、宇都宮市ならでは、ということなら定義にこだわらなくていい。

(会長)

いや、積極的改善措置は定義に入れている都市もたくさんある。だから入れたいという事だが、男女共同参画のみを定義づけして、それ以外の文言は既に共通認識となっている、そういう考え方もすっきりしていてよいと思う。積極的改善措置を全く無視しているわけではなく、14条のなかで前回の案より拡大した形で、施策の実施にまで踏み込んで。

(委員)

確かに活動に参画する機会が確保されるというのは含まれているから、積極的にその場を提供するというので、意義を問うことはできる。他の市が定義に入れていると考えると、どうしても入れたいと思った。

(委員)

条例のどういう連動の中でいれているのか。

(会長)

この積極的改善措置をなぜ14条にということなのか。

(委員)

他の市では、もっとたくさん定義づけている。

(会長)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツやドメスティック・バイオレンスも定義づけている市もある。

(委員)

積極的改善措置だけを定義に入れるということならば、私は逆に反対だ。単純に定義の位置付けが言葉の説明であるならばたくさん入れるべきだろうし、今回の条例案のように目的の補足的説明ならば、男女共同参画と積極的改善措置が並列になるなら反対だ。個別の条文として14条のように中身を規定したほうが、よりよい条例だと思う。宇都宮市の条例は、行政だけに縛りをかける条例ではなく、市民が主体的にやるものだということならば、なおさら積極的改善措置を定義に入れることに反対だ。

(副会長)

定義というのは「とは」もので、あくまで言葉の問題だ。ドメスティック・バイオレンスという言葉条例中で用いるなら、和訳するとおかしくなるので、この場合は定義づけしたほうが良い。リプロダクティブ・ヘルス/ライツについても同じだ。英語をできるだけ避けるというのは良いと思う。そこまでするいと定義づける必要は無いと思う。

(会長)

では、積極的改善措置は定義の中に含めないということで、懇談会のコンセンサスとしてよろしいか。

(委員)

意識の啓発についてだが、最初のほうが良かったと思う。高揚という言葉はおかしいということだったが、見出しは「意識の啓発」でよいと思うが、内容は、前のほうが良い。教育の部分が抜けたのではないか。

(会長)

いまの意見はいかがか。元に戻してほしいということは 教育というものを含めていたので良いが、見出しの高揚の部分は啓発に直してほしいということか。

(委員)

高揚よりも啓発のほうが一般的な用語として条例では用いられていると思う。この場合に意識の啓発というタイトルにして高揚を図るためとなると、タイトルと中身が乖離してしまう。

(会長)

では啓発のほうがよいということか。

(委員)

単純に、学習活動広報活動というように、学習という言葉そのまま使えばいいと思う。教育という言葉に置き換えるより、学習を強調したいなら、学習や広報活動の実施でよいのではないか。高揚か啓発かという話よりも。

(会長)

いい考え方だと思う。意識の啓発として前回から抜けてしまった部分を学習活動という言葉を入れていれてほしいということだ。

では次に、3ページの意見か苦情かということで議論があったが、この件についてはいかがか。用語解説の中で、意見とは何かというなかで、苦情というのは反対意見であって、意見というのは反対意見を含めて更に改善するためのもの。

(委員)

苦情とは平たく言えば、文句のことだろう。意見は苦情も含めて、コメントということだ。意見とは文句とは限らない。

(会長)

意見にするということではいかがか。

(委員)

意見及び苦情と並列することはできるのか。

(委員)

意見と苦情を並列的に考えることは出来るのか、本来の意味を反映することができるのか。

(会長)

意見と記載してある場合に、苦情を言いにくくなるのか。苦情は受け付けられないようなイメージか。

(委員)

意見と記載してあると、何か立派なことを言わなくてはならないような気がする。体系だって整理されたものといったイメージがある。困っていることというよりも。

(会長)

苦情というのは相手がいやがる感じだが、言う側も建設的な意見だという。

(委員)

苦情というのは第22条でカバーしているのではないか。

(委員)

こちらは施策に対するもので、意見は市に対していうものだ。

(会長)

第13条の施策に関する意見の申し出への対応についてだが、これについては懇談会としては苦情処理とするのがいいという意見が何度も出ている。これに対して事務局からは意見として、承るということとなるが、これについてはいかがか。

(委員)

われわれのような一般市民にとっては、意見は、近寄りづらい。苦情窓口等のほうが言いやすい感覚だ。意見を受け付けるという表現は、構えてしまう。感覚的なものだが。

(事務局)

苦情を言う人がいる、というのが電話口から相手の耳に聞こえるとますます不満のもととなるのが現状である。意見を言う人がいるというほうが、貴重なご意見をありがとうございますという感じになり、そういう形で対応している。国の苦情処理委員会とか、苦情処理という語句が多くの方の意識にはいつているように認識しているが、現場では、先に申したように、苦情という表現そのものを使う事自体に問題が出る。ということで、意見という表現にしたいというのが、事務局側の考え方である。また、苦情も意見の中に含まれるということで納得を得たい。

(会長)

いまの事務局の説明についていかがか。反対意見が無いということでもよろしいか。

(委員)

審議会があるという事で、良いと思う。

(会長)

次に、条例前文についていかがか。

(委員)

4番の少子高齢社会の到来というのが良いと思う。他では少子高齢化の進展という表現だが、もう到来してしまったというのがよいと思う。新しい表現だ。

(会長)

到来しているというのがよい、ということか。

(事務局)

この文章は、このまま前文になるという考え方ではない。文章の整理をしてつくっていく。単なる項目わけになっている。

(会長)

それでは、ここではどのように意見を言えばよいのか。

(事務局)

盛り込みたい事項等があったら伺いたい。

(委員)

表現についていかがか。

(会長)

どうしても入れたいものがあるのか。

(委員)

4の喜びも責任もわかちあう、とあるが、通常は権利も責任もという表現だと思う。喜びというのは余計なお世話だという感じがある。また、少子高齢社会の到来についてだが、この文言については高齢化率などのデータにもとづいたものなのか。少子高齢化という文言は途上にあるという表現だ。まだわれわれは、途上と認識しているが。

(会長)

いや、もう到来しているはずだ。

(副会長)

高齢化は7%を超えた時をいい、14%を超えると高齢社会だ。

(会長)

事務局、確認してください。

(委員)

5の次世代を担う子供たちに夢を誇りを持って引き継げるという部分は、よいと思う。

(会長)

他には、いかがか。

皆さんからの積極的な、たくさんのご意見ありがとうございます。今回で、条例についての懇談会は最終にしたい。今日の意見も含め、いままでの意見を尊重していただくよう、意見書として市長に提案したい。意見書の作成については、会長、副会長に一任願いたい。

(4) 今後のスケジュールについて

(事務局)

今後の予定について、骨子案のパブリック・コメントについては、今回の意見を踏まえ、再度内容について、庁内で検討し、11月18日頃からホームページに掲載し、来月4日発行の広報うつのみや12月号に掲載し、12月18日頃を意見募集の締切の予定で進めていきたい。

その後、意見の集約を行い、庁内の合意を得て、2月に例規審査会を経て、3月議会へ上程し、議決を経て、制定の運びとなる。パブリック・コメントの資料については、出来次第、委員の皆様にも送る。

次に、中断している、行動計画の改定について、検討をしていただく。準備が整い次第開催の案内をしたい。来年、年が明けてからに考えている。